

昭和四八年(ワ)第四五七号
(河口堰建設事業差止請求事件)

原告 加藤耕二ほか
被告 水資源開発公社

昭和四九年九月三日

右原告訴訟代理人

弁護士 由良久

同 清田信栄

同 小出良熙

岐阜地方裁判所

御中

準備書面 (一)

第一答弁書第四被告主張につき

一の(一)につき

昭和三四年九月に伊勢湾台風があつたこと、同三五年八月一、二号台風があつたこと、同三六年六月に梅雨前線豪雨があつたことはそれぞれ認めるが、その出水量については争う
計画洪水流量を毎秒七五〇〇立方メートルとしたとの点は認める
その余の事実についても不知
被告が主張するように昭和三四年以来従来の高水量を大幅にうわまわる洪水があつたことが仮に事実であつたとしたらその原因の表明及び原因の除去がまず検討されねばならないところ、被告及び建設省は、その点を放置したまゝいたずらに河積だけを増大させることのみに専念しているが、そのような考え方は治水、思想としては誤

りである。

従来の治水計画は、安易に計画高水量を改訂することを繰返しており（例えば利根川の例でも）根本的な治水対策とは言えない、この点は違つて詳細に述べる。

一〇につぎ

河積増大の方法として被告主張の(A)(B)(C)の三方法があることは認める（但し右(A)(C)の方法に限定されるという趣旨ではない）。

現在でも堰上流部で塩害が発生しているとの事実及び(C)の方法を採用した場合に新たな塩害問題が生ずるとの点は否認する。

その余の事実については不知

尚、被告の主張では(C)案は塩害問題以外には何ら欠点がないかの如くであるが、原告が訴状で主張したように、堤防基礎沈床等の萌落が起こり危険である。

一〇につぎ

本件事業は必要不可欠なものであるとの点は否認し、その余は不知

企業のはなはだしい水の浪費（これは追つて述べる）を制限すれば水需要量は増大しない。

被告の主張する新規水需要量の根拠は薄弱である。

二につぎ

(一)～(四)のうち、(四)の建設大臣が昭和四八年七月三十一日、本件事業計画を認可したとの点は認めるがその余の事実はすべて不知。

三〇につぎ

被告は、表面上の目的として第一に治水、第二に都市用水を掲げているが、本件事業が真に目ざすところは、工業用水の取水のみである

三〇につぎ

洪水時に門扉をすみやかに開扉することは期待し難いその余は不知又は否認を以て争う。

三(白)につき認める

三(四)(1)につき

固定部分一〇六メートルというが、これは答弁書添付の図面によれば兩岸の「固定部」の合計であつて、堰本体のうちで固定され可動しない部分は他にも一三本の支柱がありこの合計は六五メートルである。

被告は、右の六五メートルの分を可動部分に含めている

三(四)(2)につき

が、これは真実に反するものである。その余は認める。
不知

第三、答弁書第五、求釈明につき

一(一)につき

恵まれた自然環境生活利益が侵害される

一(二)につき

原告らのいう「流域住民」とは、自然地理学的な意味ではなく、人文地理学的な意味において、広く長良川の恩恵または災害の及ぶ地域に居住する者をいう。

一(三)につき

輪中地帯とは岐阜市より下流、河口部分までを指す

一(四)につき

岐阜市に居住しない原告にとつても関係がある事柄である。岐阜市の場合を一例としてあげたものである。

一(五)につき

少くとも被告がいう堰上流三〇キロメートルまでの地点は、水がめと化すことは明白であるが、堰の操作流量、しゅんせつなどの状況により、水ガメと化す範囲は更に増大するであろう。

四につき

原告等の差止請求権について、その発生に必要要件事実については既に訴状で主張した事実をもつて十分と考える。

その実定法上の根拠については、これを環境権と構成するか、人格権と構成するか、不法行為的差止請求権と構成するかなど様々の解釈技術の存するところである。

原告らの主張する権利は、当然環境権として是認されるものである。

仮に環境権が実定法上認められないとしても、人格権にもとずく差止請求権又は不法行為的差止請求権にもとずいて当然是認されるべきものである。

被告はしきりに、金銭賠償をもつて堰設置等によつて生ずるであろう、殆んどの損害が救済されるかの如くいう。いいかえれば、「全て金で解決できる」と考えているら

しいが、もともと価値的にみて次元の異なる損害について金銭で賠償すること自体がおかしい。

只現実として他に方法がないので、やむなく次善又は次々善の策として辛うじてその効用を認められているに過ぎない。

従つて、本訴で原告らが主張する権利、利益についても純粹に経済的なものへこんなものは殆んどないが：）についてのみ、その限度において賠償が可能であるにすぎない。

非財産的な権利、利益については眞の賠償などは到底不可能であるし、救済などされる筈がない。

それ故にこそ、事前的救済即ち差止めが必要なのである。